



# 障害年金について

参考：日本年金機構 障害年金

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html>

障害年金ガイド PDF資料

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf>

## 障害年金とは？



障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には「**障害基礎年金**」「**障害厚生年金**」があります。なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、**障害手当金（一時金）**を受け取ることができる制度があります。



病気やけがで初めて診療を受けた時に加入していた年金によって、2種類の年金があります。

### 障害基礎年金

障がいの原因になった病気やけがで初めて診療を受けた時、**国民年金**に加入していた方

### 障害厚生年金

障がいの原因になった病気やけがで初めて診療を受けた時、**厚生年金保険**に加入していた方

## 受給要件



受給にはそれぞれに必要な条件があります。自分が受給要件を満たしているか確認してみましょう。

### 用語解説

#### 初診日

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

#### 障害認定日

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

## 障害基礎年金

- (1) 障害の原因となった病気やけがの**初診日**が次のいずれかの間にあること。
  - ・国民年金加入期間
  - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間  
\* 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- (2) 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。（保険料納付要件：[スライド4~5](#)参照）  
なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。
- (3) 障害の状態が、**障害認定日**または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。（障害等級表：[スライド6](#)、詳細は<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/tokyuhyo.html>をご参照ください）

## 受給要件

日本年金機構の障害年金ガイド内に、受給要件のフローチャートがあります。  
障害年金ガイド▶ <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf>  
また、自分が受給できるか簡易的にチェックできるサイトもあります。  
(※あくまでも目安なので、詳細は年金事務所などに問い合わせましょう。)

大阪駅前障害年金相談室 障害年金受給判定フローチャート▶ <https://nenkin-osaka.com/flowchart/>



## 障害厚生年金

- (1) 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。
- (2) **初診日**の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
- (3) 障害の状態が、**障害認定日**に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。

## 障害手当金（一時金）

- (1) 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。  
※国民年金、厚生年金又は共済年金を受給している方を除く
- (2) **初診日**の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
- (3) 障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。
  - ・初診日から5年以内に治っていること（症状が固定）
  - ・治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
  - ・障害等級表に定める障害の状態であること

# 保険料の納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済み期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あることが必要です。

## 例1

20歳

初診日

令和2年								令和3年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納
納付済み期間 (4か月)				未納期間 (3か月)			免除期間 (3か月)			納付済み期間 (5か月)						
被保険者期間 (15か月)																

例1を見てみましょう。  
被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2か月前までの15か月。15か月の3分の2は10か月ですね。納付済み期間と免除期間をあわせると4+3+5=12か月で、10か月以上あるので納付要件は満たしていることとなります。



## 保険料の納付要件 (特例)

初診日が令和8年3月末日までにあるときは、次のすべての条件に該当すれば、納付要件を満たすものとされています。

- ・初診日において65歳未満であること
- ・初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

例2

20歳

初診日

令和2年												令和3年								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納

直近1年間  
→保険料の未納期間がない

例2を見てみましょう。  
初診日がある月の2か月前までの直近1年間（令和2年8月～令和3年7月まで）に免除期間を含めて保険料の未納期間がないので、この場合も納付要件は満たしていることになります。



## 障害年金に 該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度（障害等級1～3級）が定められています。

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害等級表の詳細は、日本年金機構の該当ページをご覧ください。

障害等級表 ▶ <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/tokyuhyo.html>

### 障害の程度1級

- 他人の解除を受けなければ日常生活のほとんどができないほどの障害の状態
- 身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方

### 障害の程度2級

- 必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害
- 家庭内で軽食を作るなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行動が制限されている方）
- 入院や在宅で、活動の範囲が病院内、家屋内に限られるような方 など

### 障害の程度3級

- 労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態
- 日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方

3級があるのは  
障害厚生年金のみです。



## 障害年金の 等級別金額

障がいの状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。なお、障害年金の1級は、2級の1.25倍となります。

		障 害 の 程 度		
		重 ←		← 軽
		1級	2級	3級
厚生年金 (2階)	障害厚生年金 (1級) 報酬比例の年金額 ×1.25	障害厚生年金 (2級) 報酬比例の年金額	障害厚生年金 (3級) 報酬比例の年金額	(報酬比例額の年金額×2) を一時金として支給します。 最低保証額は1,192,600円 〔昭和31年4月1日以前に生まれた方〕 1,189,000円
	* 配偶者の加給年金	* 配偶者の加給年金		障害手当金
国民年金 (1階)	障害基礎年金 (1級) 993,750円/年 〔昭和31年4月1日以前に生まれた方〕 990,750円/年	障害基礎年金 (2級) 795,000円/年 〔昭和31年4月1日以前に生まれた方〕 792,600円/年		
	* 子の加算	* 子の加算		

※金額は令和5年度の金額です。

\*のついでに配偶者の加給年金と子の加算については、対象者がいる方のみ加算されます。報酬比例の年金の計算式は、次のスライドで解説します。



## 障害年金額（報酬比例） ・ 障害手当金額の計算式

※比率は令和5年度の数字です。

### 報酬比例の年金額 = A + B

A：平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}$$

B：平成15年4月以降の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}$$

平均月収や加入期間などを入力するだけで、おおよその年金額をWEB上で計算できるサイトもあります。

▼退職NOTE 障害年金計算シミュレーション

<https://taishoku-note.com/simulation/shogai.php>

障害基礎年金は年間の金額が決まっていますが、障害厚生年金は受給する方の収入や加入期間によって計算され、年間の受給額が決定します。



平均標準報酬月額…平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

平均標準報酬額……平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

加入期間の月数……加入期間の合計が、300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

## お問い合わせ先

お問い合わせはお近くの年金事務所、街角の年金相談センターや電話の他、ファクシミリでも受け付けています。

### ねんきんダイヤル

年金相談に関する一般的なお問い合わせ



**0570-05-1165**

月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

### ファクシミリによる年金相談

耳や発声が不自由な方は、ファクシミリでも相談可能です。専用の受付票を印刷してご記入・送信してください。



▼日本年金機構 ファクシミリによる年金相談のご案内

<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/fax.html>

▼受付票PDF

<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/fax.files/20161117.pdf>

### 来訪相談ご予約 ▶ 予約受付専用ダイヤル



**0570-05-4890**

月～金（平日）午前8:30～午後5:15



お問い合わせの際は**基礎年金番号**が分かるものをご用意ください。



ホームページでは、全国の年金事務所の所在地、電話番号の他、年金の基礎知識なども確認できます。



日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>